

平成19年度 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所
法曹実務専攻(法科大学院)

法学既修者認定試験問題
入学試験 (B日程) 第2次選抜 (論述試験) 問題
(問題は共通です)

民法

配点 200点 (法学既修者認定試験)

100点 (第2次選抜)

時間 180分

※ 試験開始の合図があるまで、
この問題冊子の中を見ないこと。

問題1 (配点は民法全体の25%)

次の①②の各場合において、Y から契約の履行請求を受けた X としてはいかなる主張をなすことが考えられるか。

- ① X は、自己の娘が婚約したことから、娘の嫁入り道具にしようと、家具屋 Y に婚礼用の桐の箆箆を特別注文したが、結局、娘の婚姻は成立するには至らなかった。
- ② 上司から海外赴任の打診を受けた X は、「海外赴任の間、自家用車を使っていいよ」と Y と約束していたところ、結局、異動はなかった。

問題2 (配点は民法全体の25%)

フランス料理店を経営するXは、「幻の食材フェア」と題したイベントを企画した。その目玉食材として、希少価値の高いQ国産の最高級キャビア1kgを代金50万円で、食材会社Yに注文した。Yは期日にキャビアを納品し、フェアは大成功であった。しかし、その後、週刊誌で、Q国のチョウザメは資源保護のため禁漁となっており、Q国産のキャビアが日本で入手できるはずがないとの記事が掲載された。XがYに事情をただし、Yが調査をすると、Yからの発注を受けたQ国の業者が、Q国産のキャビアはすでに禁漁となっており、受注できなかったにもかかわらず、入手可能な隣国のR国のキャビアをQ国産と偽り発送したことが分かった。市場の評価としては、希少性の点においてR国産はQ国産に劣り、価格も1kgあたり10万円程度であった。しかし、味や香りはR国産もQ国産と全く遜色なく、週刊誌に記事が掲載されるまでは、Xもフェアに参加した客も全く気がつかなかった。しかし、記事の影響で、Xの店の信用が落ち、売上が従来より200万円減少した。さらに、料金の返還を求めた客に対しては、全額返還に応じ、その額は100万円に上った。

Xは損害賠償をYに対して求めようと考えている。「不特定物を給付の目的物とする債権において給付せられたものに隠れた瑕疵があつた場合には、債権者が一旦これを受領したからといって、それ以後債権者が右の瑕疵を発見し、既になされた給付が債務の本旨に従わぬ不完全なものであると主張して改めて債務の本旨に従う完全な給付を請求することができなくなるわけのものではない。債権者が瑕疵の存在を認識した上でこれを履行として認容し債務者に対しいわゆる瑕疵担保責任を問うなどの事情が存すれば格別、然らざる限り、債権者は受領後もなお、取替ないし追完の方法による完全な給付の請求をなす権利を有し、従つてまた、その不完全な給付が債務者の責に帰すべき事由に基づくときは、債務不履行の一場合として、損害賠償請求権および契約解除権をも有するものと解すべきである」という見解を前提とした上で、Xの請求は認められるのか検討せよ。

問題 3 (配点は民法全体の25%)

暖冷房装置の設計施工を目的とする会社Aは、B会社からの注文に応じ、空調機器2点を代金1500万円で売却した。同機器は、2006年9月25日、AからBに引き渡されたが、Bは、すぐさまこれを以前から取引関係にあったC会社に1650万円で転売し、同年10月3日、Cへの引渡しを終えた。

この事実を前提として、以下の設問に解答せよ。

問 1 (配点 既修者認定20点 第2次選抜10点)

2006年12月1日、B会社が破産手続開始決定を受けたため、上記のとおり、1500万円の売却代金債権を有するAは、Bからの任意弁済を見込めなくなった。すでに当該債権の弁済期が到来しているものとして、Aは、自己の債権を回収するため、Bの破産手続への参加以外にどのような法的手段を用いることができるか。

問 2 (配点 既修者認定30点 第2次選抜15点)

問1の場合とは異なり、Bに対して貸金1000万円の債権を有するDが、BのCに対する転売代金債権(「甲債権」と呼ぶ)の差押えを裁判所に申し立て、当該差押命令が、2006年12月14日、第三債務者Cのもとに送達された。しかし、Cは、その前からBに対して1800万円にも上る売買代金債権(「乙債権」と呼ぶ)を有しており、しかもBとの間で「BのCに対する債権が差押えを受けるなど、Bの資産状態の悪化と認めべき相当の事由が生じたときは、Bは、Cに対して負担しているすべての債務について期限の利益を失う」旨の期限の利益喪失特約を設けていた。甲債権の弁済期が同年12月18日、乙債権の弁済期が翌2007年1月12日に到来するものとして、Cは、Dに対し、両債権ともに弁済期未到来の時点で、乙債権を自働債権とする甲債権との対当額での相殺を主張することができるか。必ず民法の関連規定について言及しつつ、その可否を論ぜよ。

また、貸金債権を有するDではなく、動産売買の売主としてのAが甲債権を差し押さえた場合には、Cによる相殺の可能性についてどう考えるべきか。前段の問いと併せて検討せよ。

問題 4 (配点は民法全体の25%)

A(男)は、B(女)と、婚姻はしていないものの共同生活を続け、また、30年以上にわたってBと共に小売商を営んできた。その結果、Aは、A名義の店舗兼居住用建物(以下、不動産Pと称する)を持つに至った。また、Aは、Bと知り合う以前から、将来の値上がりを期待して友人CおよびDと共同で山林(以下、不動産Qと称する)を購入し、ACD名義(持分各1/3)の登記をしていた。

ところが、Aは、長年の無理がたたって、心筋梗塞で死亡してしまった。享年65歳であった。下記の設問に答えなさい。

問 1 (配点 既修者認定20点 第2次選抜10点)

Aには相続人として弟Eのみがいたとする。Eが、不動産P全体を承継したと主張して、Bに対して、建物から退去すべき旨を求めてきた場合、Bは、いかなる論拠によって、不動産Pを自らの使用・居住に供することができるか。

問 2 (配点 既修者認定30点 第2次選抜15点)

問1の場合とは事例を異にし、Aには相続人がいないものとする。Bは、不動産Qに関するAの持分が自己に帰属することを主張できるか。